

静岡県告示第349号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行県庁支店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課」を「会計支援課」に改め、同表株式会社静岡銀行藤枝駅支店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課中部出納室」を「会計総務課中部出納室」に改め、同表株式会社静岡銀行磐田支店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課西部出納室」を「会計総務課西部出納室」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課」を「会計支援課」に改め、同表株式会社清水銀行本店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課」を「会計支援課」に、「会計課中部出納室」を「会計総務課中部出納室」に改める。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社下田支店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課賀茂出納室」を「会計総務課賀茂出納室」に改め、同表スルガ銀行株式会社本店の項担当する本庁又はかいの欄中「会計課東部出納室」を「会計総務課東部出納室」に改める。

2の(3)のアの表中「静岡県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。